

## 性的マイノリティの条例 推進の原動力となる自治体の働きとは

社会システムコンサルティング部  
 コンサルタント 田邊 雄斗

性的マイノリティへの差別的な取り扱いを禁止する条例の広がりが期待されることを前号<sup>\*1</sup>で示した。本稿では、条例の制定および施行プロセスについて論じる。条例の制定および施行プロセスは①条例制定に向けた意思決定、②条例内容の検討および制定、③条例に基づいた取り組みの実施、に分けられる。これを踏まえて特徴的な取り組みが見られた自治体の事例を見てみたい。

まず、①および③の取り組みに特徴が見られた埼玉県を取り上げる。埼玉県では、①の段階で、条例を制定する前に具体的なニーズの把握を行った。同県知事が公約の一つにあげていた性的マイノリティ支援を進める中で、条例の議論を行う以前に条例の議論を行う以前に15,000人(有効回収数5,606人)への県民アンケートを実施し、当事者が直面する具体的な困難、学校・職場・行政へのニーズなどを詳細に把握した。③の段階では、県内全体で持続的な取り組みを広げていくことが重要と考えた。県が外部の有識者会議を設置し、学識経験者や当事者支援団体、弁護士などに加え、当事者との直接的な接点となる県内企業の経営者に参加を呼びかけた。また、県内市町村に県の方向性を伝えるとともに情報の共有を図るため、各市町村の担当部署を集めた実務者会議を年1~2回開催し、先進的な自治体による事例紹介や意見交換を行った。

次に、沖縄県浦添市を例に、①~③の順を追って論じたい。同市では①の段階で十分な時間をかけ取り組みを実施していることは大いに参考になる。同市の条例制定は2021年であるが、2017年に「レインボー都市うらそえ宣言」を行った際には、庁舎にレインボーフラッグを掲げて市の取り組み姿勢を目に見える形で示すなど、数年にわたり地道な取り組みを続けた。同時期の市民意識調査において、性の多様性を認め合う社会をつくるための取り組みの必要性について約8割の賛同があったことなどを含め、市民・事業者・学校関係者等を含めた市全体で、性の多様性を尊重していく機運が高まったと判断し、条例の制定に着手した。②の段階では、性の多様性の尊重について連携協定を締結していた琉球大学大学院法務研究科より素案を受領し、庁内の会議で検討を重ね、パブリックコメントを実施し、審議会に答申を受けた。さらに、③の段階では、特に教育に関わる施策が特徴である。中学生を対象とした「性の多様性啓発講座」では、性的マイノリティ当事者の直面する生きづらさや体験談を通して性のあり方の理解を深める講話や、市内こども園や小中学校教諭・養護教諭を対象とした園児・児童・生徒への向き合い方や支援の方法について考え学ぶ研修会を実施し、性の多様性の尊重に関する理解の促進に取り組んでいる。

性的マイノリティについては、条例の制定そのものが反対に遭うことや、条例が制定された後も、知識不足により条例の実効性が担保されない点に難しさがある。だからこそ、市民も含めた機運の醸成や、条例の施行以降の段階における幅広い対象に向けた個別の支援が、自治体がとりうる有効な打ち手といえよう。

図表 条例の制定・施行に係るステップと課題対応の工夫

	各ステップのポイント	直面する課題	対応策(事例)
① 条例制定に向けた意思決定	<ul style="list-style-type: none"> <li>当事者の生きづらさに関する実態など、立法事実の把握</li> <li>当事者の権利保障および各種主体(自治体・市民・事業者)への働きかけを強化する手段としての「条例」という形式の検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市民の理解が得られていない</li> <li>当事者が抱える課題が把握できていない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>自治体としての宣言や動画配信などにより市民への啓発を行うことで、行政の施策に対する理解を推進</li> <li>行政への要望、日々の生きづらさに関する体験などを聞く住民アンケートにより、条例の制定等により解決すべき具体的な課題を特定</li> </ul>
② 条例内容の検討・制定	<ul style="list-style-type: none"> <li>特に、差別・アウティング(本人の同意のない性自認または性的指向の公表)・カミングアウトの強制の禁止、各種主体の責務などを明記することなどによる、実効性に重きを置いた内容の検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>性自認・性的指向における専門的知見が不足している</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>当事者団体などと連携し、職員や議員における勉強会を開催することによる、性的マイノリティに関わる問題への理解促進</li> <li>当事者団体・学術機関等との連携に基づき、行政が取り組む施策を見据えた素案の作成</li> </ul>
③ 条例に基づいた取り組みの実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>取り組みを推進する主体となる組織の設計</li> <li>各種主体への啓発</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>条例に対する市民や事業者の認知度・理解が深まらない</li> <li>行政の具体的な取り組みにつなげられていない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>有識者、当事者団体、事業者をメンバーに含めた推進会議を設置することで、持続的な取り組みを多様な視点から推進</li> <li>市町村間で意見交換・情報共有を行う実務者会議の開催</li> <li>企業・教育機関・市民を対象とした研修会・講演会の実施や相談窓口の設置</li> </ul>

出所) 性的マイノリティの権利を保障する条例を制定した自治体へのヒアリングを基にNRI作成

※1 NRIパブリックマネジメントレビュー 2023年6月号 Social Insight「性的マイノリティの権利を保障する条例、全国の地方自治体で増加」一丸紗月